

第6章 本市における施設更新の方向性

1. 施設整備基本方針と処理方式の適合性

ここでは第4章において整理した各可燃ごみ処理施設について、第1章において定めた「施設整備の基本方針」との適合性を確認します。

施設整備基本方針と各処理方式の適合性について整理したものを表6-1に示します。

表6-1 施設整備基本方針と各処理方式の適合性

処理方式			焼却方式 (ストーカ式、流動床式、キルン式、ガス化熔融等)		ごみ燃料化方式	炭化方式	トンネルコンポスト方式	油化方式	バイオマス方式 (ハイブリッド方式)	堆肥化方式	飼料化方式	
			更新整備	長寿命化								
施設整備基本方針			適合性	◎	◎	○	△	△	△	○	△	
① 安心・安全	安心・安全かつ経済的なごみ処理方式	安心・安全な処理		・実績が最も多い	・選択する自治体が増えている	・実績は約60件と焼却方式に次いで多い	・実績は少ない (100t/日以上の実績ない)	・自治体における実績がない (100t/日以上の実績ない)	・自治体における実績がない (100t/日以上の実績ない)	・自治体における実績が少ないが適切に処理されている	・実績は約60件と焼却方式に次いで多い (100t/日以上の実績ない)	・自治体における実績が少ない (100t/日以上の実績ない)
			当該方式を採用する上での課題・留意点	・焼却灰もしくは熔融スラグの安定した処分・利用先の確保	・焼却灰もしくは熔融スラグの安定した処分・利用先の確保	・製造した固形燃料（RDF）の安定した利用先の確保 ・近年の採用事例がない	・製造した炭化物の安定した利用先の確保 ・近年の採用事例がない	・製造した堆肥（フラフ）の安定した利用先の確保 ・フラフの固形燃料化施設が別途必要	・製造した油化物の安定した利用先の確保 ・近年の採用事例がない	・焼却灰もしくは熔融スラグの安定した処分・利用先の確保	・製造した堆肥の安定した利用先の確保 ・生ごみだけでは肥効バランスが悪く、牛糞等との混合が必要	・製造した飼料の安定した利用先の確保 ・近年の採用事例がない
			適合性	△	○	△	△	◎	△	△	△	△
		経済的な処理	整備費	・約1.6億円/規模 t 程度（アンケート結果）	・更新整備と比較して安価の可能性あり	・焼却方式（更新整備）と同程度	・焼却方式（更新整備）と同程度	・約3,700万円/規模t程度*2	・プラスチック類以外の処理が別途必要なため事業費が高くなる	・複合プラントのため機器点数が多く事業費が高くなる	・約1.1億円/規模 t 程度（アンケート結果） ・生ごみ・剪定枝等以外の処理が別途必要	・生ごみ以外の処理が別途必要なため事業費が高くなる
			適合性	△	△	△	△	○	△	△	△	△
			維持管理費	約21,000円/ t （アンケート結果）	約20,000円/ t	・焼却方式（更新整備）と同程度	・焼却方式（更新整備）と同程度	（約17,000円/ t） *1	油化の維持管理費＋残渣等の処理費が必要なため高くなる	約25,700円/ t （アンケート結果）	約18,500円/ t + α （アンケート結果）	飼料化の維持管理費＋残渣等の処理費が必要なため高くなる
		文献と比較	約5,000～15,000円/ t *3	約5,000～15,000円/ t *3	－	－	－	－	－	13,200円/t+ α *4	約47,000円/t+ α （京都市HP）	
	災害廃棄物の構造	適合性	◎	◎	△	△	△	△	◎	△	△	
			・焼却処理が可能	・焼却処理が可能	・処理は困難	・処理は困難	・処理は困難	・処理は困難	・焼却処理が可能	・処理は困難	・処理は困難	
	② 環境に配慮	カーボンニュートラルに寄与する施設	温室効果ガスの発生	適合性	△	△	△	○	◎	△	△	△
処理施設				・プラント電気及び燃焼に伴うCO ₂ 排出 ・処理方式によっては化石燃料の排出量が大い ・熱量の低いごみについては、助燃が必要	・プラント電気及び燃焼に伴うCO ₂ 排出 ・熱量の低いごみについては、助燃が必要	・プラント電気及びごみ乾燥時に使用する燃料（ごみ1tあたり灯油約80L）によるCO ₂ の排出	・プラント電気及び炭化処理に伴うCO ₂ の排出	・プラント電気使用に伴うCO ₂ の排出	・プラント電気使用に伴うCO ₂ の排出 ・処理対象物以外の可燃物の処理に伴うCO2	・プラント電気及び燃焼に伴うCO ₂ の排出	・プラント電気使用に伴うCO ₂ の排出 ・処理対象物以外の可燃物の処理に伴うCO2	・プラント電気使用に伴うCO ₂ の排出 ・処理対象物以外の可燃物の処理に伴うCO2
適合性			△	△	△	△	△	△	○	○	○	
処理先・利用先を含めて考慮			・焼却残渣の処理先でのCO ₂ 排出	・焼却残渣の処理先でのCO ₂ 排出	・利用先でのRDF利用、残渣の処理に伴うCO ₂ 排出	・利用先での炭化物利用、残渣の処理に伴うCO ₂ 排出	・利用先での燃料利用、残渣の処理に伴うCO ₂ 排出	・残渣の処理に伴うCO ₂ の排出	・焼却残渣の処理先でのCO ₂ 排出 （ただし、焼却方式より焼却量は少ないため、焼却残渣量も焼却方式より少ない）	・残渣の処理に伴うCO ₂ の排出 （ただし、焼却方式より処理量は少ないため、残渣量も焼却方式より少ない）	・残渣の処理に伴うCO ₂ の排出 （ただし、焼却方式より処理量は少ないため、残渣量も焼却方式より少ない）	
CO ₂ 削減対策			適合性	◎	○	△	△	△	△	◎	×	×
				・最新の技術による発電が可能 ・CCUS技術（CO ₂ の分離、回収、貯留技術）導入の可能性あり	・発電が可能（現状維持） ・CCUS技術（CO ₂ の分離、回収、貯留技術）導入の可能性あり	・製造したRDFの燃料代替分	・製造した炭化物の燃料代替分	・製造した燃料の燃料代替分	・製造した油の燃料代替分	・バイオガスによる発電及び焼却施設での発電が可能 ・CCUS技術（CO ₂ の分離、回収、貯留技術）導入の可能性あり	・製造した堆肥の製造時CO ₂ 代替分	・製造した飼料の製造時CO ₂ 代替分
社会の選定等方式		現状の分別区分の維持（ごみ分別の容易さ）	適合性	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	△
				・可燃ごみであれば概ね現状の分別区分で処理可能	・可燃ごみであれば概ね現状の分別区分で処理可能	・可燃ごみであれば概ね現状の分別区分で処理可能	・可燃ごみであれば概ね現状の分別区分で処理可能	・可燃ごみであれば概ね現状の分別区分で処理可能	・プラスチック類の徹底した分別排出が必須	・可燃ごみであれば概ね現状の分別区分で処理可能	・生ごみ及び剪定枝等の徹底した分別排出が必須	・生ごみの徹底した分別排出が必須
			適合性	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎
		将来のごみ量・ごみ質への対応		・一定範囲内の変動に対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・変動への対応は処理量のみで対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・変動への対応は処理量のみで対応可能	・変動への対応は処理量のみで対応可能

出典 * 1：経済産業省HP「ごみを燃やさず資源化できる トンネルコンポスト方式」より建設費約16億円を控除して算出
* 2：赤穂市議員視察報告書及び鎌倉市常任委員会視察報告書（16億円÷43.3t/日＝約3,700万円/規模 t）
* 3：一般廃棄物全連続式焼却施設の物質収支・エネルギー収支・コスト分析2012.3 北海道大学 廃棄物処分工学研究室
* 4：廃棄物処理のここが知りたい 改訂版 （一財）日本環境衛生センター

2. 選定する際の留意事項

表 6-1 において検討した結果を踏まえ、施設・処理方式ごとの留意点及び満たすべき事項を整理したものを表 6-2 に示します。今後は、下記内容を踏まえ、本市にとって最も適切な施設・処理方式について、引き続き検討していくこととします。

表 6-2 施設・処理方式ごとの留意点及び満たすべき事項

留意点及び満たすべき事項
・施設整備実績の確認（本市のごみ量に見合った施設規模） ・安定した運転実績の確認 ・事故やトラブルの少ない施設 ・近年の稼働実績がない場合はその理由 ・燃料等副産物を生産する処理方式の場合、利用先の確保 ・今の分別収集体制をできる限り変更することなく対応できる処理方式 ・ごみ量及びごみ質変動に対して強い施設 ・経済面においても優れた施設 ・収集運搬～最終処分までの処理工程全体における CO₂ 排出量の検討（発電による削減を含む） ・最新の CO₂ 削減対策技術についての対応の可否 ・公害防止基準を遵守できる安定した性能の確認 ・エネルギー回収量及び残渣発生量の検討 ・限られた公共用地に配置可能なコンパクトな施設

3. 廃棄物処理施設の検討ケース

1. 施設更新のケーススタディ

本市における施設の更新についてケーススタディ実施し、各ケースにおけるメリット及びデメリットを整理します。施設整備を実施した際の事業用地として、既存施設の敷地を有効利用する可能性や、新たな事業予定地を設けて整備する可能性について検討します。

(1) 既存施設の利用形態

既存施設の敷地を有効利用して施設を更新する場合には、既存施設の解体撤去をしながら施設整備を進めていくことになります。

既存施設の敷地には、図 4-2 に示すように可燃ごみを処理する宇部市ごみ焼却場、不燃ごみ・資源ごみを処理する宇部市リサイクルプラザ、プラスチック容器類及びペットボトルを処理する宇部市リサイクルプラザ資源化施設及びごみ・し尿の収集を担当する廃棄物対策課棟を備えています。また、し尿を処理する宇部市環境保全センターし尿処理場が隣接しています。

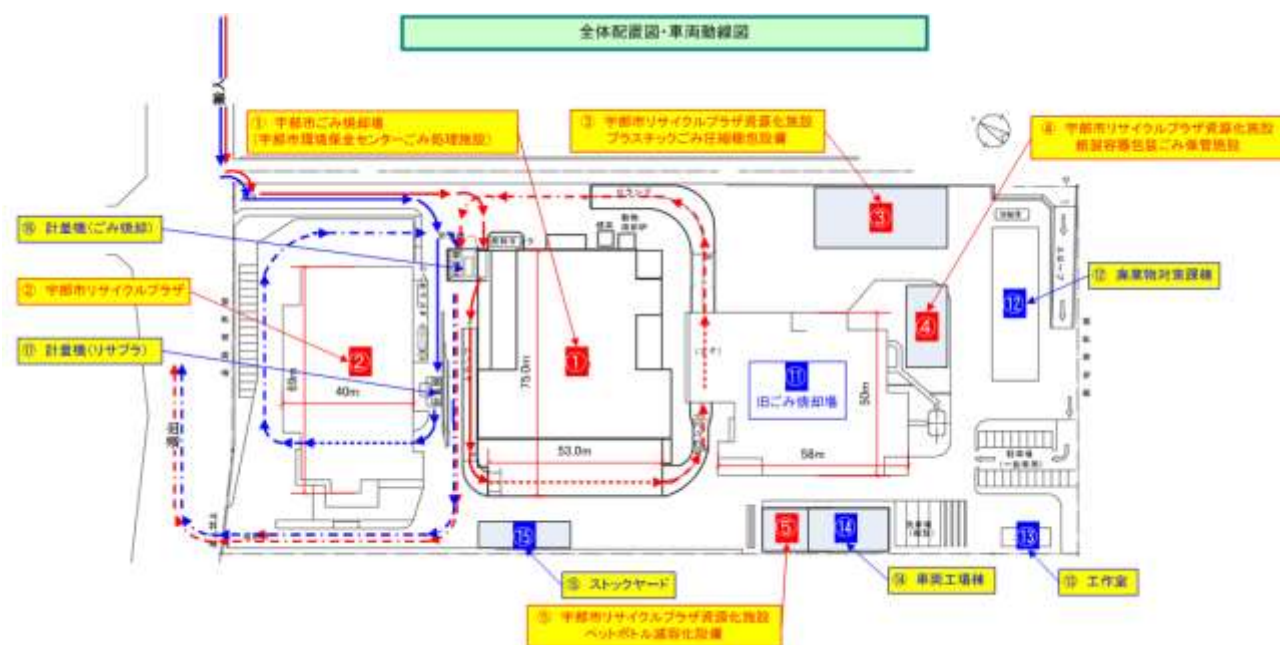


図 4-2 全体配置図・車両動線図

(2) 中間処理施設の供用年数

ごみ焼却施設は現在長寿命化対策工事(工事期間：令和 2 年度～令和 5 年度)を実施しています。供用期間は、最低でも工事完了後 10 年間（令和 15 年度まで）としています。

リサイクルプラザは竣工後 28 年が経過しており、随所に老朽化が目立ち始めた状況にあることから、建て替え等については優先して検討すべき時期となっています。

(3) その他の留意事項

各処理施設とも処理機能が次第に低下してくることから、適正な維持管理に努める必要があります。また、新たな廃棄物処理施設の整備は用地選定から機種選定、各種申請手続き、更には建設工事と長期間にわたる事業であるため、早い段階から課題を整理し、計画的に進める必要があります。

(4) 更新ケースの設定

更新のケーススタディを実施するにあたっての検討ケースを図 4-3～図 4-8 に示します。なお、施設の更新順については、稼働年数が長く、老朽化が進んでいるリサイクルプラザの整備を優先的に、かつ、工事期間中のごみ処理に支障がないようなケースを選定しました。

1) ケース 1

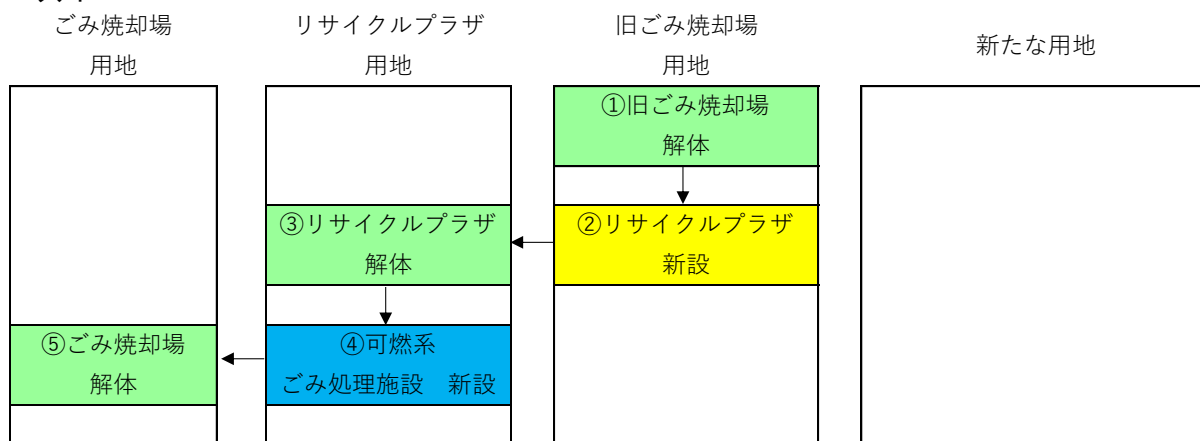


図 4-3 更新イメージ (ケース 1)

2) ケース 2

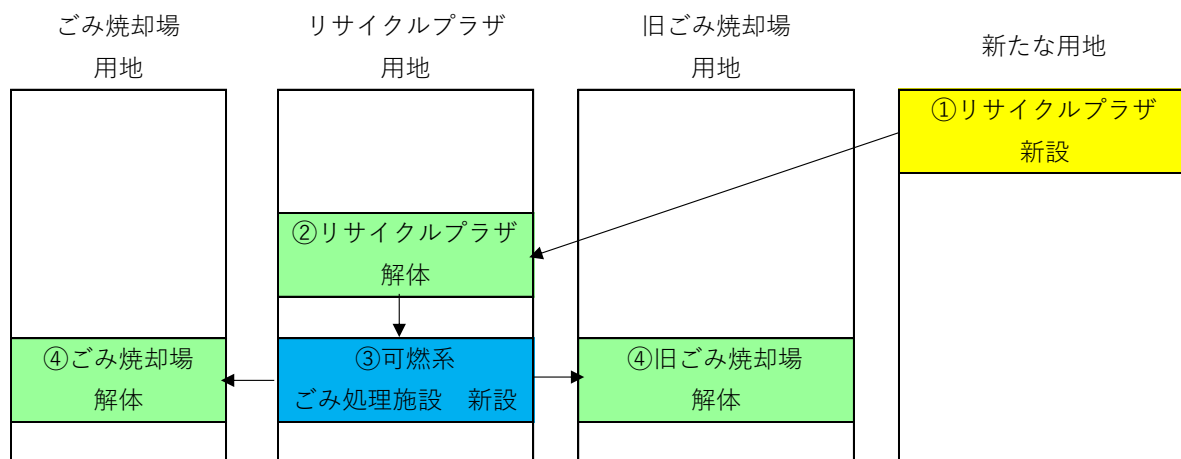


図 4-4 更新イメージ (ケース 2)

3) ケース 3

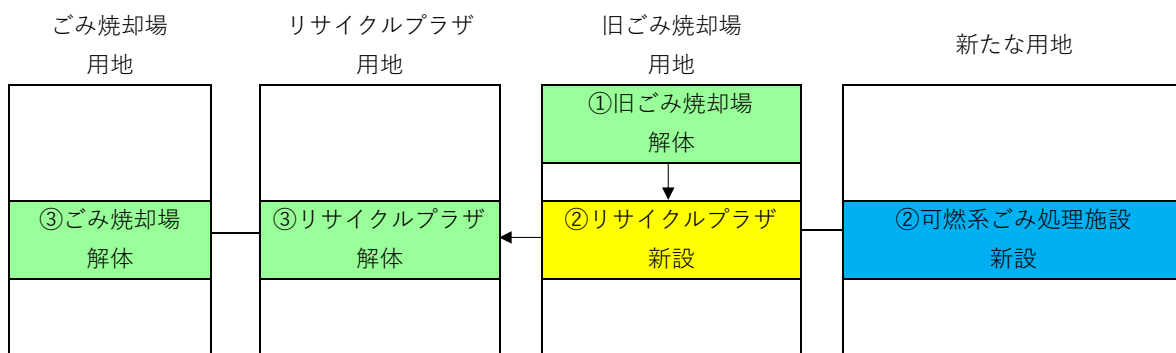


図 4-5 更新イメージ (ケース 3)

4) ケース 4

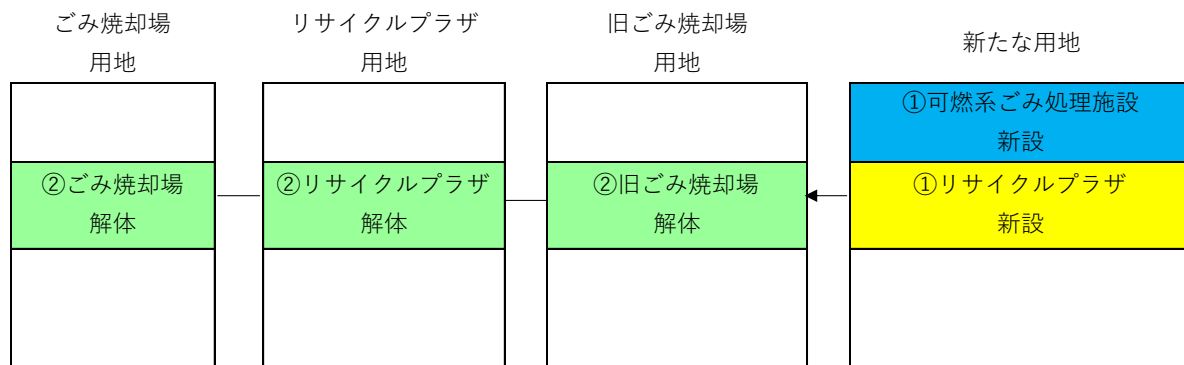


図 4-6 更新イメージ (ケース 4)

5) ケース 5

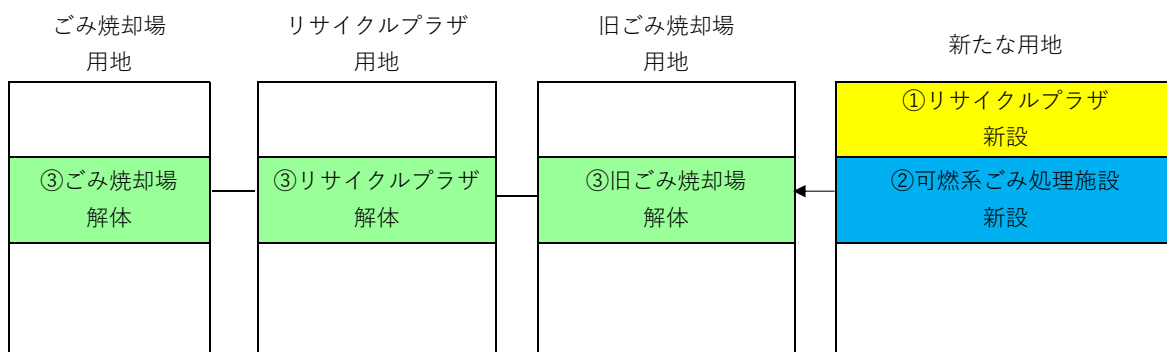


図 4-7 更新イメージ (ケース 5)

6) ケース 6

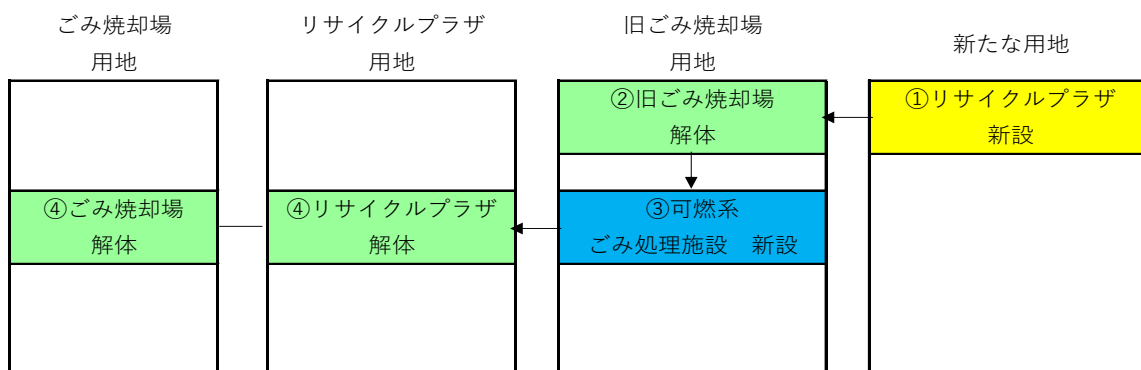


図 4-8 更新イメージ (ケース 6)

(5) 各ケースの比較・評価

ケース1からケース6について、総合的観点から比較・評価を行います。評価結果の一覧を表4-10に示します。

表 4-10 各ケースの比較・評価一覧

評価項目	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6
更新の容易さ	×	△	△	○	○	△
工事期間	×	△	△	○	○	△
施工の安全性	×	△	△	○	○	△
経済性	△	○	△	△	△	○
用地取得の容易さ	○	△	△	△	△	△
総合コメント	・解体⇒新設を繰り返す必要がある。 ・限られた既存用地内で施設の稼働と建設が同時に行われるため、安全上の課題がある。 ・新たな用地取得が不要である。 ・工期が最も長期かつ高額になる可能性が高い。	・早急にリサイクルプラザを整備することが可能である。 ・新たな用地の取得が必要である。 ・限られた既存用地内で施設の稼働と建設が同時に行われるため、安全上の課題がある。	・可燃系ごみ処理施設とリサイクルプラザの同時整備が可能である。 ・新たな用地の取得が必要である。 ・限られた既存用地内で施設の稼働と建設が同時に行われるため、安全上の課題がある。	・可燃系ごみ処理施設とリサイクルプラザの同時整備が可能である。 ・新たな用地の取得が必要である。 ・工期が最も短い。	・早急にリサイクルプラザを整備することが可能である。 ・新たな用地の取得が必要である。 ・限られた既存用地内で施設の稼働と建設が同時に行われるため、安全上の課題がある。	・早急にリサイクルプラザを整備することが可能である。 ・新たな用地の取得が必要である。 ・限られた既存用地内で施設の稼働と建設が同時に行われるため、安全上の課題がある。

上記のとおり、施設整備については、新たな用地に可燃ごみ処理施設及びリサイクルプラザを整備するのが更新の容易さなどからは優位であると考えられますが、設備の老朽化が進んでいるリサイクルプラザ又は可燃ごみ処理施設を単独で新たな用地へ建て替えるケースにすると必要な面積のみ取得することになり経費を抑えることができます。また、再度の延命化をした場合、各プラントメーカーが進めているCCS（二酸化炭素回収・貯留技術）等のカーボンニュートラルに寄与する研究について注視する期間を確保でき新技术の対応への可能性も高まります。本市における施設の更新パターンとしては、これらの比較評価結果を基に検討を進めていくこととします。

第7章 事業方式の検討

施設整備を実施した際の施設の事業方式について概要整理及び導入におけるメリットやデメリットを検討します。

1. 民設・民営及び公設・民営による施設整備等

施設の整備・運営方式については、従来の公設・公営方式のほか、DBO 方式や公民連携協定に代表される公設・民営方式（PPP）及び民設・民営方式（PFI）があります。事業形態の比較を表 7-1 に示します。

表 7-1 事業形態の比較

項目			概要	各段階における責任分担					
				建設費 (資金調達)	設計・ 建設	運営 管理	施設 撤去	施設の所有者	
民設・ 民営	PFI	BOO	・民間が設置・運営し、運営期間終了後も民間が施設を保有する方式	民間	民間	民間	民間	民間	民間
		BOT	・民間が設置・運営し、運営期間終了後は施設を自治体に譲渡する方式	民間	民間	民間	公共	民間	民間
		BTO	・民間が設置し、施設完成直後に自治体に所有権を移転し、民間が運営を行う方式。	民間	民間	民間	公共	民間	公共
	公民連携協定		・自治体が土地を賃貸し、民間が設置・運営し、協働で公共サービスの提供を行う方式	民間	民間	民間	民間	民間	民間
公設・ 民営	DBO		・自治体が設置し、民間が施設を運営する方式	公共	民間 (公共)	民間	公共	公共	公共
	運営委託 (長期包括等)		・自治体が設置し、民間が定められた期間を運営する方式(運営委託期間 15～20年)	公共	公共	民間	公共	公共	公共
	運営委託 (単年度契約)		・自治体が設置し、民間が定められた期間を運営する方式(運営委託期間 単年)	公共	公共	民間	公共	公共	公共
第3セクタ方式 (準公設・準公営)			・自治体と民間が共同出資により設立した事業体(第3セクタ)が設置・運営する方式	第3 セクタ	第3 セクタ	第3 セクタ	第3 セクタ	第3 セクタ	第3 セクタ
公設・公営（直営）			建設は公共 事業運営は公共	公共	公共	公共	公共	公共	公共

出典：性能保証に基づくごみ焼却炉の選定と導入（石川禎昭著：オーム社）より一部編集

公設・民営方式及び民設民営方式の PFI 事業と公民連携協定の違いは以下のとおりです。

(1) 民設・民営方式

①PFI 方式

PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術力を活用して行う手法です。設計及び建設、運営業務を民間事業者に一括発注するため、業務の関連性・一体性や長期事業期間を視野に入れた民間事業者の創意工夫を建設及び運営業務の双方に発揮することが期待できますが、資金調達が民間のため、施設規模が小さい場合、参入意欲が低下する場合があります。PFI 方式には以下の3つの方式があります。

7)BOO 方式 (Build Operate and Own)

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計及び建設 (Build) し、事業期間にわたり運営 (Operate)

した後も民間事業者が施設を保有（Own）する方式です。

イ) BOT 方式 (Build Operate and Transfer)

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計及び建設（Build）し、事業期間にわたり運営（Operate）した後、公共に施設の所有権を移転（Transfer）する方式です。

ロ) BTO 方式 (Build Transfer and Operate)

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計及び建設（Build）した直後に公共に所有権を移転（Transfer）し、施設の運営（Operate）を民間事業者が行う方式です。BOO 方式及び BOT 方式と比較して、起債を活用できる点が特長ですが、平準化ができないため建設期間中の財政負担は重くなります。

② 公民連携協定

公共が土地を賃貸し、民間事業者が施設設計及び建設、運営する方式です。

行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し、民間が持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化を図ろうとする考え方です。比較的新しい手法で、自治体以外のごみ（産業廃棄物等）も含めた大きい施設規模（200t/日程度〜）で検討するため、費用対効果が出やすく、民間企業の参入意欲が高くなる傾向にあります。一方で産業廃棄物に対する忌避感から、周辺住民同意については時間を要する場合があります。

（２）公設・民営方式

① DBO 方式 (Design Build Operate)

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設設計（Design）及び建設（Build）、運営（Operate）を包括的に民間事業者へ委託する方式です。

建設及び運営業務を民間事業者に一括発注するため、業務の関連性・一体性や長期事業期間を視野に入れた民間事業者の創意工夫を建設及び運営業務の双方に発揮することが期待できます。なお、建設費用については、平準化ができないため建設期間中の財政負担は重くなります。

② 運営委託（長期包括）

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設設計及び建設を行い、民間事業者へ複数年にわたり運営を委託する方式です。

③ 運営委託（単年度契約）

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設設計及び建設を行い、民間事業者へ単年毎に運営を委託する方式です。

（３）第３セクタ方式（準公設・準公営）

公共と民間事業者の共同出資により事業体（第３セクタ）を設立し、施設設計及び建設し、運営を行う方式です。

（４）公設・公営方式（直営）

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設設計及び建設し、運営の全てを行う方式です。なお、運転業務を民間事業者へ委託する場合も含まれます。

ごみ処理事業に関わらず、従来型公共事業はこの方式で進められてきました。建設費用は競争に

より低減される可能性があります、平準化ができないため建設期間中の財政負担は重くなります。

2. 近年における事業方式の動向

近年における事業方式については、公設・公営方式から、民間活力を活用する事例が増えてきています。2002 年度から 2022 年度における PFI や DBO 等の事業方式は 137 件採用されており、そのうち 124 件が DBO 事業となっています（出典：第 13 回環境と衛生のオンラインセミナー 日本環境衛生センター）。

メーカーアンケートの結果についてもほとんどのメーカーが DBO 方式を推奨しています。これは PFI 方式と比較して、財源を調達する必要がないことが理由として考えられます。

本市における事業方式の選定については、これらの状況を踏まえ、今後引き続き検討することとします。

第8章 財政支援制度の活用

施設整備に係る事業費は高額であることから、国からの財政支援は必要不可欠です。本章では最新の財政支援制度の概要を取りまとめることとします。

施設整備に係る事業費は高額であることから、国からの財政支援は必要不可欠です。本章では最新の財政支援制度の概要を取りまとめることとします。

1. 交付金

施設整備を行う場合、「循環型社会形成推進交付金」（以下、「交付金」という。）を活用するのが一般的です。また、施設建設費は交付金に加え、地方債（一般廃棄物処理事業債）及び一般財源で賄う必要があります。

（1）循環型社会形成推進交付金制度の概要

① 交付金制度の創設

平成16年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度を廃止し、平成17年度より「循環型社会形成推進交付金」を創設

② 交付金の交付

市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）

計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付

③ 循環型社会形成推進地域計画

計画策定の対象地域は人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等の特別の地域は除く）

計画において3R推進のための目標を設定（事後に目標達成状況を評価）

④ 交付対象施設

- ・マテリアルリサイクル推進施設
（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード 等）
- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設
（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設 等）
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
（し尿・生ごみ等の資源化施設）
- ・浄化槽
- ・最終処分場
- ・既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改廃事業
- ・廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

⑤ 交付率

交付対象経費の1/3

ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2

(2) 循環型社会形成推進交付金制度の財源内訳

- ① 当該交付金を利用した場合の対象事業に係る財源内訳を、図 8-1 に示します。交付対象事業費の 1/3 に交付金が支給され、残り 2/3 が自治体（事業主体）の負担となります。
- ② ただし、自治体負担分のうち 90%については地方債（一般廃棄物処理事業債 75%+財源対策債 15%）を活用でき、自治体の一般財源が必要となるのはこのうち 10%です。
- ③ 用地費は、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場においては交付対象外であるので留意する必要があります。
- ④ 熱回収施設にかかる循環型交付金の交付率は 1/3 となっていますが、高効率ごみ発電施設の交付対象事業については、高効率発電設備に関するものについての交付率は 1/2、高効率発電設備以外の交付率は 1/3、植栽や塀等の付帯工事等は交付金対象外事業となります。
- ⑤ 起債の充当率は、交付対象事業は 90%、単独事業は 75%です（令和 5 年度時点）。

総事業費[100%]															
交付対象事業費						交付対象外事業費									
交付金 1/3	起債対象事業費 2/3					一般財源 [10%] (端数)	起債対象事業費					純粋単独事業費			
	地方債 (10万円単位)「90%」				重点化事業費		関連単独事業費		土地造成	【その他工事等】 【庁費】 【工事監理費】					
	一般廃棄物処理 事業債 「75%」		財源対策債 「15%」		地方債 (10万円単位)<90%>		一般財源 [10%] (端数)	地方債 (10万円単位)[75%]		一般財源 [25%]	起債 <100%>	一般財源			
	交付税措置		交付税措置		一般廃棄物処理 事業債 「75%」			財源対策債 「15%」	交付税措置						
	有 50%	無 50%	有 50%	無 50%					有 30%				無 70%		
	A	B	C	D	E		F	a	b	c	d	e	f	g	h
事業主体の実質負担範囲:C+E+F=約37%						事業主体の実質負担範囲:b+d+e+g+h+i+j									

図 8-1 循環型社会形成推進交付金制度の財源内訳

3. 財政計画の内訳

財政計画の内訳を表8-1に示します。

なお、今後も交付金要綱等の動向に注目して、より優位な財源への見直しについて検討していくこととします。

表 8-1 財政計画の内訳

交付対象事業費			交付対象外事業費	
交付金 (交付対象事業費の 1/3もしくは1/2)	地方債 (交付対象事業費-交付金) × 90% 交付税措置 : 50%	一般財源	地方債 (交付対象外事業費 × 75%) 交付税措置 : 30%	一般財源